



卸協議の適正性の確保に係る制度整備に向けた検討

令和4年1月18日
事務局

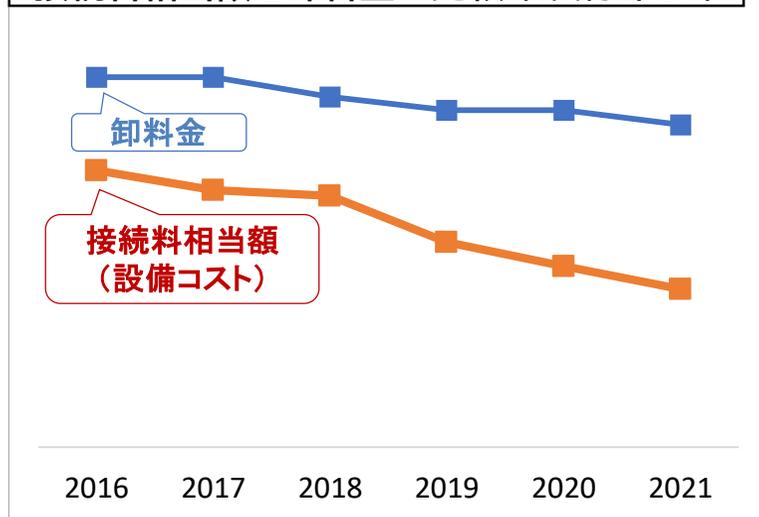
卸料金の適正性の確保に向けた最近の取組

- 相対契約を基本とする卸役務については、固定・移動とも卸料金が長年にわたり高止まりとの指摘。特に、モバイル音声卸については、その間、値下げが行われなかった。
- 令和2年6月、日本通信・ドコモ間の「モバイル音声卸」の卸料金について、総務大臣裁定。
- 卸料金の適正性の確保に向け、令和2年9月に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定し、NTT東日本・西日本の「光サービス卸」、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの「モバイル音声卸」について検証。

光サービス卸料金

- NTT東日本・西日本は、「代替性検証」の後、令和3年7月に卸料金の値下げを実施
- 一方、値下げ幅は接続料相当額の減少幅と比較すると小さく、接続料と卸料金の差額は拡大傾向

接続料相当額と卸料金の比較 (1契約当たり)

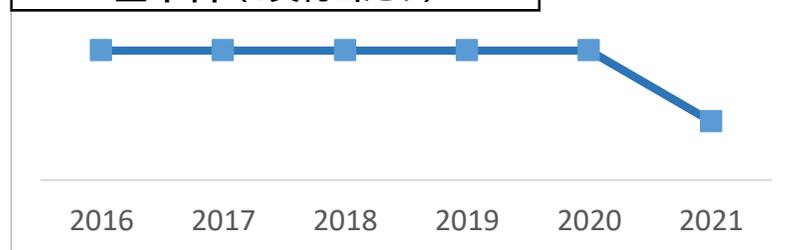


※グラフはイメージ

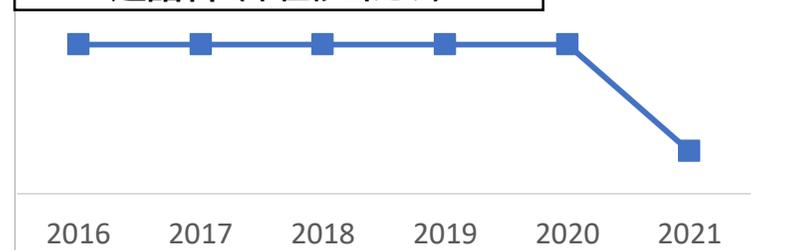
モバイル音声卸料金

- 卸役務を代替する接続メニューの開発等を促す「代替性検証」を実施
- 「代替性検証」の後、今般音声卸料金の値下げを実施したものの、長年高止まり

基本料 (1契約当たり)



通話料 (単位秒当たり)



※グラフはイメージ

●「接続料の算定等に関する研究会第5次報告書」(令和3年9月)(抜粋)

これまでの卸役務に係る制度の下では、モバイル音声卸については卸料金の見直しが長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、本ガイドラインに基づく検証作業を当面継続しつつ、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当である。

具体的には、卸元事業者と卸先事業者の間で情報の非対称性がある中、卸先事業者の予見可能性を確保し、より踏み込んだ卸交渉を可能とすることで卸協議が実質的に有効に機能する環境を整えるため、光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当である。

●「競争ルールの検証に関する報告書2021」(令和3年9月)(抜粋)

今後5Gの本格的な展開が進み、これまでとは異なる様々なサービスの提供が期待される中で、音声通話料金のケースと同様にMVNOとの間の競争が阻害されるような事態は未然に防止する必要がある。

こうした事態を防ぐための有効なルールの具体的な在り方について、代替性検証の取組に加え、MVNOから指摘のあった情報の非対称性に関する問題をはじめとして、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、MNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきか等、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要である。

○第48回会合(令和3年10月15日)

- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する論点等について、事務局から提示

○第49回会合(令和3年11月12日)

- NTT東西・MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)からのヒアリング

○第50回会合(令和3年12月3日)

- FVNO(FVNO委員会、JAIPA)・MVNO(MVNO委員会)からのヒアリング

○第51回会合(令和3年12月21日)

- 第49回会合及び第50回会合における議論・ヒアリングを踏まえ、オブザーバ各社から意見を聴取した上で、考え方(案)について、研究会としてとりまとめ

 考え方(案)に対するパブリックコメント(令和3年12月25日～令和4年1月28日)を実施中

- 指定設備卸役務については、第5次報告書において、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当としたところ、その前提となる卸協議の実態について把握する必要がある。
 - ① 卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。
 - ② ①について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。
 - ③ 卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。
 - ④ 上記を踏まえ、事業者間協議が有効に機能するためにどういった課題があると考えられるか。

- 第5次報告書では、制度整備の具体策として、公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当としたところ、そうした情報開示を義務付ける場合に、
 - ① 第5次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定するべきか。
 - ② どのような情報を開示すべきか(例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報)。
 - ③ 情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか(例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど)。

- 卸協議の活性化のために、例えば、接続の場合には、電気通信事業法上、接続応諾義務(第32条)、指定設備に係る接続約款作成・認可(又は届出)義務(第33条、第34条)、協議不調による協議開始・再開命令(第35条)、【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表(第36条)等の義務やルールが設けられているが、公正競争上の影響が大きい卸役務について、有効な事業者間協議を実現させるために、情報開示に加えて、必要となる義務やルールが考えられるか。

- 卸電気通信役務は、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で、**第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務(以下「指定卸役務」という。)**については、例えば光サービス卸やモバイル音声卸役務など、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、**長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指摘**されていた。
- このため、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月)を整備し、検証作業が実施されてきている。それらの検証の後、光サービス卸やモバイル音声卸役務の料金の低廉化が一定程度進んだところであるが、卸役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とするという現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は、有識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、**事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されることが望ましい。**
- そうした環境の整備に向けた検討を実施するため、卸元事業者及び卸先事業者に対して卸協議の実態等についてヒアリングを実施したところ、指定卸役務の協議を巡って、**卸元事業者は基本的に問題が生じていないとする一方で、卸先事業者からは、NDA締結前の段階で不成立となるケースが多い、要望・提案の受領連絡のみで終わるケースがある、卸先事業者の提案が具体性を欠くため協議が不成立になる、といった問題提起**がなされた。
- これまで、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間の協議等のみで指定卸役務の卸料金は引き下げられてこなかったこと(かかる状況を受け、一部のMNOとMVNOの間では大臣裁定にまで至ったこと)や、上記のような**協議を巡る双方の認識の相違を見ると、現在の指定卸役務の場合は、形式的には「相対契約」となっているが、双方が十分に納得した形で協議が行われているとは認められず、指定設備の設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備の設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ない。**このような現状を踏まえれば、**現行制度の下で引き続き相対協議に委ねたとしても、再度、指定卸料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できない。**

- 通信市場における競争がより有効に機能するためには、指定設備の設置事業者のみならず、その設備を利用した多様な事業者が創意工夫を発揮することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が期待されるものである。このため、指定卸役務の提供についても、引き続き相対協議を基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境を改め、指定設備の設置事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である(※)。

※特に、モバイル音声卸に関しては、「競争ルールの検証に関する報告書2021」において、指定設備設置事業者各社が、自らが提供する実質的な小売料金を上回る卸料金の設定を行っていたおそれが高く、業務改善命令の対象となるおそれのある行為として速やかに是正が図られるべきだったと考えられる旨指摘しつつ、継続して卸料金の見直し(低廉化)等が進むような制度的な枠組みを構築することが必須の条件だとされている。

- 具体的には、指定卸役務については、
 - ・ 指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保するため、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置
 - ・ 指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置を設けるべく、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正を行うことが適当である。

- ここで、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする指定卸役務の範囲については、指定卸役務を提供する電気通信事業者と卸先事業者の間だけではなく、当該電気通信事業者間の意見も異なっていることから、指定卸役務の範囲とも密接に関係している開示する情報の範囲と併せて、引き続き検討することが適当である。

- なお、固定において、参入後の協議の在り方について、特に卸先事業者から、実質的に「通知」になっている、NDAの問題もあり団体協議が成立していない、との意見もあったことから、これらの点も含め、引き続き検討することが適当である。

- モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が当該電気通信事業者の一部から出されていることから、この点について引き続き検討することが適当である。

- これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。